地域活性化に寄与する規制改革の規制改革会議における審議方法について

平成 27 年 1 月 28 日 規 制 改 革 会 議

規制改革会議は、「規制改革会議における審議事項について」(平成 26年9月16日規制改革会議決定)に基づき、規制改革項目につい て検討・審議を進めているところである。

「地域活性化に寄与する規制改革」の検討に当たっては、「本会議・ワーキング・グループで分担して取り組む」としていたことから、地域活性化ワーキング・グループにおける検討項目(平成 26 年 12 月 16 日地域活性化ワーキング・グループ決定)に掲げる項目のうち、当面、下記の項目について、規制改革会議本会議において検討・審議を進めていくこととする。なお、審議の状況により、項目の入替・追加等を行うことがあり得る。

記

○ 「8. 着地型観光を促進するための旅行業の見直し」

旅行先のホテル等において地域の特色を生かした近隣の観光等を提案しやすくするよう、旅行業の登録に関する規制を緩和すべきではないか。

○ 「9. 建設業許可基準の見直し」

建設業の許可を受けるためには、取締役の中に5年以上の建設業の取締役、支 店長等の経験を有する者が必要であるが、建設業の事業継続を容易とし、地域に おける建設業の維持・発展を促すため、当該規制を緩和すべきではないか。

(参考)

「規制改革会議における審議事項について」(平成26年9月16日規制改革会議決定)(抄)

1. 内閣の重要政策の実現の阻害要因となっている規制の改革 (中略)

②地域活性化に寄与する規制改革

本テーマの検討に当たっては、"地域が主役"との観点から、本年 10 月の規制改革ホットライン (地域活性化集中受付)等の機会を通じ、地域からの声を積極的に受け止め、その実現に向けて取り組む。(中略)

<u>地域活性化の観点から重要な項目(例:観光、建設関連分野)について速やかに検討</u> に着手し、本会議・ワーキング・グループで分担して取り組む。(以下略)

規制改革会議地域活性化 ワーキング・グループ 決定(26.12.16)

地域活性化ワーキング・グループの検討項目

地域活性化ワーキング・グループにおいては、規制改革ホットライン「地域活性 化の集中受付」に寄せられている現場のニーズに裏打ちされた多数の規制改革要望 や、地域活性化に関連する分野で活動している専門家からのヒアリング結果等に基 づき、当面は、本会議と分担の上で、地域活性化に特に寄与すると考えられる以下 の項目について、優先的に検討することとする。

(「空きキャパシティ」の再生・利用)

1. 建築物の用途変更時等における規制の見直し

地域における「空き建築物」の再利用が促進されるよう、既存建築物の用途変更時等に適合を求められる建築基準について、安全の確保を前提に、より柔軟なものとすべきではないか。

2. 用途地域における建築物制限の緩和

都市計画によって定められる用途地域に応じ建築可能な建築物も制限されるが、既存建築物を地域のニーズに合った目的に使用できるよう、用途の制限を緩和すべきではないか。

3. 既存公共施設の利活用促進のための規制緩和

公園や公民館等、既存の公共施設をより多くの目的に使用できるよう、用途等 を制限している規制を見直すべきではないか。

(地域における道路の多面的機能の発揮)

4. 道路利活用促進のための規制緩和

街なかの生活に密着した道路について、一種の広場としての機能を持たせ、賑わいを創出する空間とするため、道路占用や交通の制限等にかかる規制を緩和し、実際に道路上の空間を利用できるようにすべきではないか。

(主に地方自治体が所管する規制の改革)

5. 小規模宿泊業のための規制緩和

地域の特色を生かした体験型の宿泊業をより簡易に営めるよう、公衆衛生の確保を前提に、宿泊施設に求められる施設・設備要件等を緩和すべきではないか。

6. 小規模・臨時飲食店営業の許可要件緩和

飲食店の施設・設備は、国が定める業種に応じて、都道府県が定める基準に適合させることが求められるが、公衆衛生の確保を前提に、業種・基準をより柔軟なものとすべきではないか。

(その他)

7. 移動・輸送手段の多様化

過疎地など交通空白地域において、旅客と貨物を同時に運送するなど効率的な 移動・輸送手段を可能とするため、道路運送に関連した規制を見直すべきではな いか。

8. 着地型観光を促進するための旅行業の見直し

到着地において地域の特色を生かした旅行を提案しやすくするよう、旅行業務 取扱管理者の選任要件など、旅行業を営むために必要な要件を緩和すべきではないか。

9. 建設業許可基準の見直し

建設業の事業継続を容易とし、地域における建設業の維持・発展を促すため、 役員として求められる経営者としての経験年数を見直すなど、建設業の許可要件 を見直すべきではないか。

10. 建設業技術者制度の見直し

建設業において顕著な人手不足に対応するため、建設工事の適正な施行を前提に、建設現場に求められる技術者の専任要件等を見直すべきではないか。

11. 都市再開発における手続きの合理化

都市の再開発を促すため、都市計画決定・組合設立時の同意要件など、都市の 再開発に伴う手続きを合理化すべきではないか。

(注) 審議の状況により、項目の入替・追加等を行うことがあり得る。